

第十回国会 衆議院 法務委員会 議録 第二十六号

昭和二十六年五月十八日(金曜日)

午後一時五十九分開議

出席委員

委員長代理 理事 押谷 富三君

理事 田嶋 好文君 理事 北川 定務君

理事 猪俣 浩三君

鍛冶 良作君 佐瀬 昌三君

花村 四郎君 牧野 寛索君

松本 弘君 武藤 嘉一君

石井 繁九君 田万 廣文君

上村 進君

出席政府委員

法務政務次官 高木 松吉君

検事(法務府法制 意見第四局長) 野木 新一君

委員外の出席者

専門員 村 教三君

専門員 小 貞一君

五月十八日

委員眞鍋勝君辞任につき、その補欠として村上勇君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出第一六五号)

○押谷委員長代理 これより会議を開きます。

ただいま委員長所用のためさしつかえますので、理事の私が委員長の職務を行います。

本日の日程中、まず商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案を議題とし、政府

より提案理由の説明を聴取いたしました。高木政府委員。

商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

第一条 運河法(大正二年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

第二十一条 会社経理応急措置法(昭和二十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「若しくは第百五十四条又は有限会社法第九十九条第一項」を「又は第百五十四条」に改め、「又は承諾の決議をしようとするとき」を削る。

第三十一条第四号中「若しくは承諾の決議に賛成」を削る。

第三条 会社利益配当等臨時措置法(昭和二十二年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中(当該事業年度において取り崩した積立金及び前事業年度から繰り越した利益金は、これを含まないものとする。)

「商法第二百九十三条ノ二の規定による配当をする場合を除き、当該事業年度において取り崩した積立金及び前事業年度から繰り越した利益金は、これを含まないものと

する。)」に、「第三項」を「第二項」に改め、同項第二号から第五号までを削り、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 商法第二百八十八条(有限会社法第四十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定により利益準備金として積み立てるべき金額

三 商法第二百八十八条ノ二(有限会社法第四十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定により資本準備金として積み立てるべき金額

第二条第一項第六号中「前四号」を「前号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第七号を同項第五号とし、同条第二項を削る。

第三条第二項に次の但書を加える。

但し、商法第二百九十三条ノ二の規定による配当をする場合は、この限りでない。

第六条第二項を次のように改める。

前項の規定により当該官吏が臨検検査する場合には、その身分を示す証書を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

第六条に次の一項を加える。

第一項の規定による報告の徴取又は臨検検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

附則第三項中「第六号」を「第四号」に改める。

第四条 軌道法(大正十年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

第二十六条中「第七号、」及び「第七号第二項」を削る。

第五条 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭和二十四年政令第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第二号中「資本を倍額以上に増加する会社」を「発行株式の総数と同数以上の新株を発行する会社」に、「その設立され、又は資本を増加する会社(以下「新会社」という。)

の商号、目的、資本金額及びその発起人の氏名又は名称を「新たに設立する会社又は新株を発行する会社(以下「新会社」という。)

」について商法第六十六条第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び発起人又は取締役の氏名」に、同条第四項中「株金」を「発行価額」に、同条第五項中「資本の増加」を「新株の発行」に改める。

第二十五条の見出し中「資本の増加」を「新株の発行」に、同条第三項中「資本の増加」を「新株の発行」に、「第三百四十八条第二号か

ら第四号まで、第三百五十三条第三百五十四条第二項及び第三項並びに第三百五十五条」を「第二百八十条ノ二第三号並びに第二百八十条ノ八」に改める。

第六条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「資本金額(出資総額、株金総額又は出資総額及び株金総額の合計額をいう。以下同じ。)」を「資本金額(出資総額を含む。以下同じ。)」に改める。

第七条 公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「会社の資本金額」を「会社の発行する株式の総数又は額面株式を発行するときの一株の金額」に改める。

第四十九条を次のように改める。(会計の整理)

第四十九条 公益事業者は、委員会規則で定めるところによりその事業年度を定め、且つ、勘定科目の分類並びに貸借対照表、損益計算書及びその他の財務計算に関する諸表の様式によりその会計を整理しなければならない。

第一類第四号

法務委員会議録第二十六号

昭和二十六年五月十八日

第三条第二項中「第五十八條第二項」を「第五十八條第一項」に、「檢察官」を「法務總裁」に、「第十六條」を「第三十五條ノ五」に改める。

第九條 資産再評價法（昭和二十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第百二十二條第三項を削り、同條第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を第三項とし、同條第五項中「第一項から第三項まで」を「第一項及び第二項」に改め、同項を第四項とする。

第十條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十一條 他の会社の発行済株式の株式を「他の会社の発行済株式の株式」に改める。

第十四條第二項中「いずれかの会社の株式をその總数の百分の十を超えて」を「いずれかの会社の発行済株式の總数の百分の十を超えてその会社の株式を」に改める。

第十一條 商品取引所法（昭和二十五年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十二條第七項を次のように改める。

第六十六條第六項本文及び第七十條並びに商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項（特別利害關係人の議決権）、第二百四十四條（株主總會の議事録）、第二百四十七條、第二百四十八條、第二百五十條、第

二百五十二條及び第二百五十三條（株主總會の決議の取消又は無効の訴）の規定は、創立總會について準用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第二百四十三條」とあるのは「商品取引所法第十二條第四項」と読み替へるものとする。

第十八條を次のように改める。
（商法の準用）

第十八條 商法第九十三條、第九十四條及び第九十六條（発起人の責任）の規定は、取引所の発起人について、同法第四百二十八條（設立の無効の訴）の規定は、取引所の設立について準用する。

第四十四條第一項第四号中「資本金額（出資總額若しくは株金總額又は出資總額及び株金總額の合計額をいう）」を「資本金額（出資總額を含む）」に改める。

第五十六條の見出しを「理事長及び理事の権限」に、同條第三項を次のように改める。

3 取引所の事務の執行は、定款の別段の定めがないときは、理事長及び理事の過半数で決する。第五十六條の次に次の一條を加える。

（監事の権限）
第五十六條の二 監事は、取引所の事務を監督する。

2 監事は、いつでも理事長又は理事に対して事務の報告を求め、又は取引所の事務及び財産の状況を調査することができる。
3 監事は、理事長總會に提出しようとする書類を調査し、總會にその意見を報告しなければなら

らない。
4 第十二條第七項又は第七十一條において準用する商法第二百四十七條第一項の訴及び第十八條において準用する商法第四百二十八條の訴は、監事も提起することができる。

（理事長及び理事の責任）
第六十條の二 理事長又は理事がその任務を怠つたときは、その理事長又は理事は、取引所に対して連帯して損害賠償の責任を任ずる。

2 理事長又は理事が法令又は定款に違反する行為をしたときは、總會の決議によつた場合でもその理事長又は理事は、第三者に対して連帯して損害賠償の責任を任ずる。

第六十五條を次のように改める。
（商法の準用）

第六十五條 商法第二百五十四條第三項（取締役と会社との關係）、第二百六十六條第四項（取締役の責任の免除）、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで（取締役に対する責任追及の訴）及び第二百八十四條（取締役又は監査役に対する責任の免除）の規定は、理事長、理事及び監事について、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十五條（理事の行為の代理）並びに商法第三十九條第二項、第七十八條、第二百六十二條（表見代表取締役の責任）及び第二百六十九條（取締役の報酬）の規定は、理事長及び理事について、第六十條の二

及び商法第二百七十八條（監査役と取締役との連帯責任）の規定は、監事について準用する。第六十九條に第五項として次の一項を加える。

5 總會の議事録には、出席した監事も署名しなければならぬ。第七十一條を次のように改める。
（商法の準用）

第七十一條 商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項（特別利害關係人の議決権）、第二百四十四條（株主總會の議事録）、第二百四十七條、第二百四十八條、第二百五十條、第二百五十二條及び第二百五十三條（株主總會の決議の取消又は無効の訴）の規定は、總會について準用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中「商品三百四十三條」とあるのは「商品取引所法第六十八條第一項」と読み替へるものとする。

第七十六條中「商法第二百八十二條から第二百八十五條まで」を「商法第二百八十二條から第二百八十四條まで及び第二百八十五條」に改める。

2 第五十六條の二第二項及び第三項、第六十條の二、第六十二條から第六十四條まで、第六十六條及び第七十五條並びに商法第七十六條から第七十八條まで（合名会社の社員代表権）、第二百四十四條第二項（議事録署名義務者）、第二百四十七條（株主總會の決議の取消の訴）、第二百五十四條第三項（取締役と会

社との關係）、第二百六十六條第四項（取締役の責任の免除）、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで（取締役に対する責任追及の訴）、第二百六十九條（取締役の報酬）、第二百七十八條（監査役と取締役との連帯責任）及び第二百八十二條から第二百八十四條まで（取締役の計算書類の公示及び總會への提出義務並びに取締役又は監査役に對する責任の免除）の規定は、この場合において、商法第七十六條及び第七十七條第一項中「總社員の同意」とあるのは「總會の決議」と、同法第二百四十七條第一項中「商品三百四十三條」とあるのは「商品取引所法第六十八條第一項」と、同法第二百八十二條第一項又は第二百八十三條第一項中「前条ニ掲グル書類」又は「第二百八十一條ニ掲グル書類」とあるのは「商品取引所法第六十一條第二項において準用する同法第七十五條に規定する書類」と読み替へるものとする。

第十二條 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。
第一條第一項第三号中「及ヒ株式合資会社」及び同條第二項を削る。
第十三條 地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。
第五條から第七條までを次のように改める。
第五條乃至第七條 削除
第十四條 鉄道抵当法（明治三十八

年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五号中「総株金四分ノ一以上ノ拂込アリタル後定款変更ハ同一方法ノ決議ヲ經テ」を削る。

第六号を次のように改める。

第六号 削除

附則

1 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

2 この法律施行前に株主總會の承認その他適法の手続を経て確定した利益又は剰余金の配当については、なお従前の例による。

3 株式会社合資会社及び商法(明治三十二年法律第四十八号)施行前に設立した合資会社については、なお従前の例による。

4 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

○高木政府委員 たいま議題になりました。商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

御承知の通り昨年第七回国会において成立いたしました商法の一部を改正する法律によりまして、商法については、株式会社に関する部分を中心とする大改正が加えられたのであります。が、他の法令中には、商法の規定を引用し、あるいはこれを基礎としているものが相当数に上つておりますので、商法の改正に伴い、これらの法令中改正を必要とするものを生じたわけでありませぬ。

この商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法

律案は、改正を必要とする關係法令中各所管庁において別途改正案を立案するもの以外の法令十四件を一括し、これらについて主として商法の改正に伴う整備のための改正を加えようとするものであります。その内容は、授權資本制度及び無額面株式の採用、会社機關の権限の調整等に対応する規定の整理等でありませぬ。

○押谷委員長代理 これにて提案理由の説明は終ります。

○野木政府委員 それではたいま提案になりました商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案につきまして、お手元に配付してあります逐条説明要旨に基づきまして、御説明いたしたいと存じます。

まず第一条の運河法の一部改正であります。運河法第十一条は、昭和二十三年法律第四十八号商法の一部を改正する法律による改正、すなわち株金分割拂込制度の廃止前の商法第七十一条第二項に對する例外規定でありませぬが、同条同項は削除されましたので、この第十一条を削除することにいたしましたのであります。

次に第二条の会社經理懲罰措置法の一部改正、同法第二十三条の改正であります。目下国会において審議中の有限会社法の一部を改正する法律案による同法第十九条持分譲渡の制限の改正に伴い改正を要する規定でありませぬが、有限会社で特別經理会社として残つて居るものは、現在

社關係部分を削除することにいたしましたわけでありませぬ。

第三十一条の第四号の改正は、第二十三条第二項の改正に伴う罰則の整理であります。

次に会社利益配当等臨時措置法の一部改正であります。同法第二条の第一項の改正は、次の二点であります。すなわち第一に改正商法で新たに認められた株式による配当、改正商法第二百九十三条の二は、配当すべき利益が社内に留保されることとなり、この法律の所期する会社經理の健全性を害するおそれがあるから、この配当をする場合に限り、例外として当該事業年度においてとりくずした積立金、または前事業年度から繰越した利益金を本条の總益金中に入算することを認めたいのであります。

第二に株式会社の準備金に関する規定の改正に伴いまして、第一項各号の規定を整理したことであります。

同条第二項は、法人税の引当金の計上、法人税算出の基礎として所得からプレミアム益、合併益、減資益等を控除することとしていますが、これを控除しない方が会社の經理上堅実であること、及び法人の資本に對する課税は、すでに二十三年法律第七号により廃止されていることの二つの理由で、本条第二項を削除することにいたしました。

次に第三条の改正であります。株式による配当は、前述いたしました通り、会社資本蓄積となりまして、会社の債権者の一般担保を害するおそれがあるから、本条第二項の制限の例外を認めたいわけでありませぬ。

第六号に一項を加えましたのは、最近の立法例にならしまして、本条第一

項に規定する臨検検査の場合の証書携帶の義務等を明らかに規定したものであります。

次に附則の改正は、第二条第一項の改正に伴う規定の整理であります。

次に軌道法の一部改正であります。第一条の改正と同趣旨で、株金分割拂込制度の廃止に伴う規定の整理であります。

第二十六条の改正は、地方鉄道法第七条の改正、この法律案の第十三条にありますが、それに伴う規定の整理であります。

次に旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部改正、第十七条及び第二十五条の改正であります。株式会社につき授權資本及び無額面株式の制度が採用されたことに伴う規定の整理でありませぬが、「資本の増加」は「新株の発行」に改めたのであります。

次に建設業法の一部改正であります。第六号授權資本制度の採用及び株式合資会社制度の廃止に伴う規定の整理であります。

次に公益事業令の一部改正であります。第四十七号は改正商法による授權資本制度のもとにおきましては、公益事業会社の資本金額の変更につき、公益事業委員会の認可を要件とすることは、適當でありませぬので、資本金額の変更にかえて、会社の発行する株式の總数または額面株式を発行するときの一株の金額の変更を認可事項といたしました。

第四十九号は公益事業会社の会計整理に関する本条の規定の整理であります。

次に財閥商号の使用の禁止等に関する政令の一部改正であります。これは商法第五十八号(会社の解散命令)の改正及びこれに伴う非訟事件手続法の改正に伴う規定の整理であります。

次に資産再評價法の一部改正であります。軌道法、地方鉄道法及び鉄道抵当法の改正、この法律案第四条、第十三条及び第十四条であります。それによりまして、これらの法律の定める社債発行限度の特例を廃止することに伴う規定の整理であります。

次に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正であります。第十一号及び第十四号、いずれも授權資本制度の採用に伴う規定の整理でございます。

次に商品取引所法の一部改正であります。現行商品取引所法は、取引所の発起人、理事長、理事、監事もしくは清算人または取引所の設立もしくは總會等については、商法の規定を相當準用しておりますが、今回の商法の改正は、これらの規定、すなわち株式会社の機關の権限、株主の権利等に関する規定に重要な変更を加えておきます。結果、商品取引所法を準用することが適當でなくなつたものもありません。大體の方針をいたしましては、取引所の機關については、取引所の性格にかんがみ現行法通りとし、取引所の會員の權利については、改正商法にならつたわけでありませぬ。

第十二号の改正は、訴えについての担保提供義務に関する現行商法第二百四十九号及び裁判所の裁量棄却に関する

る同法第二百五十一条が削除せられたことに伴ひまして、本条第七項の準用規定からこれらの規定を削りました。その他は形式的な規定の整理にすぎません。

第十八条の改正、発起人の責任の免除、追及等につきまして改正商法にならつたものであります。

第四十四条の改正、授權資本制度の採用及び株式会社制度の廃止に伴う規定の整理であります。

第五十六条の改正、改正商法が株式会社について取締役会制度を採用した結果、業務執行の決定方法に関する改正商法の規定を準用することが適当でなくなりましたので、本条第三項を改正して、現行法第六十五條において準用して現行商法第六十條と同旨の規定を置きました。監事の権限については、第五十六條の二として一括規定し、本条中から削つたので、見出しを改めたわけであります。

第五十六條の二の新設、株式会社の監査役の権限が変更されましたが、商品取引所の監事についてはこれにならうことが適当でないで、本条を新設して現行法通りの監事の権限を一括規定いたしました。

第六十條の二の新設、理事長及び理事の責任原因につきまして、改正商法の取締役の責任の規定を準用することは適当でないで、現行法第六十五條において準用している現行商法第六十條に第六十六條にならつた規定を本条に新設いたしました。

第六十五條の改正、理事長、理事及び監事について準用すべき商法の規定を整理いたしました。すなわちこれらのものの責任の免除、追及等について

は、改正商法の規定を準用し、その権限等については準用を廃止して、第五十六條第三項、第五十六條の二等に規定することといたしました。

第六十九條の改正、改正商法は監査役の総会の議事録への署名義務を廃止しましたが、取引所の監事の権限は現行法通りとしましたので、本条第五項に議事録への署名義務を規定し、改正商法の規定準用の不備を補いました。

第七十一條の改正、総会について準用すべき商法の規定の整理であり、すなわち、取締役等の責任免除に關する現行商法第二百四十五條、訴え提起についての担保提供義務に關する同法第二百四十九條及び裁判所の裁量棄却に關する同法第二百五十一條の規定の改正に伴い、これらの規定を準用規定から削りました。その他は形式的な規定の整理にすぎません。

第七十六條の改正、取引所の計算について準用すべき商法の規定の整理をいたしましたものであります。

第一百條の改正、理事長等に関する規定の整理と同様に、清算人に関する規定を整理いたしましたものであります。

次に船舶法の一部改正であります。第一條の改正は、株式会社及び現行商法施行前設立された合資会社の廃止に伴う規定の整理であります。

次に地方鉄道法の一部改正、第五條運河法第十一條の改正、この法律案第一條にありますが、それと同旨でありまして、株金分割拂込み制度の廃止に伴う規定の整理であります。

第七條、本条は株金分割拂込み制度の廃止に伴い整理を要する規定であります。地方鉄道会社の社債の額につき、商法の制限以上にきびしい制限を

課することは実質的理由に乏しく、他の公益事業との均衡からも本条の制限を廃止することが適當であると考えられるので、この際この規定を削除することといたしましたわけであり、

次に鉄道抵当法の一部改正、第五條、株金分割拂込み制度の廃止に伴い規定を整理するとともに、改正商法による取締役会の権限の増大にかんがみ、抵当権の設定變更に株主總會の特別決議を要する旨の規定を削り、監督官庁の認可を要することに定めることといたしました。

第六條、地方鉄道法第七條の改正、この法律案第十三條と同旨でありまして、鉄道財産を抵当とする債務の額の制限を廃止したものであります。

次に附則第一項は、この法律の施行期日を商法の一部を改正する法律施行の日と同日といたしました。

第二項、会社利益配当等臨時措置法の改正、この法律案第三條に伴う経過規定であります。

第三項、株式会社合資会社及び現行商法施行前に設立した合資会社に關する経過規定であります。

第四項罰則に關する経過規定であります。

以上で逐條説明を終わります。

○押谷委員長代理 これにて逐條説明は終わりました。この際暫時休憩いたします。

午後二時十八分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

昭和二十六年五月二十七日印刷

昭和二十六年五月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁